

令和5年3月24日

## 第172回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第172回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年3月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第4号  
会議年月日 令和5年3月24日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、5番 菊池秀樹、  
6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、9番 菊池靖、  
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、  
15番 多田登、16番 小向幸子、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義  
欠席委員 2番 菅田ツヤ子、12番 菊池陽佑、17番 河内克倫

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼  
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第172回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第5条許可申請の取下願に係る専決処分の報告について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第4号 農政専門委員会に付議した事項について  
報告第5号 農地専門委員会に付議した事項について  
議案第63号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する  
可否決定について  
議案第64号 農地法第3条許可処分の取消願に対する可否決定について  
議案第65号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい  
て  
議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい  
て  
議案第68号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について  
議案第69号 遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の  
一部改正(案)について  
議案第70号 令和5年度遠野市農業委員会事業計画(案)等について

開会時刻 午後2時

議 長	<p>ご苦労様でございます。それでは、ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。皆様ご起立願います。先唱を13番、佐々木泰文委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第172回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、2番、菅田ツヤ子委員、12番、菊池陽佑委員、17番、河内克倫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告いたします。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b> 会長として出席いたしました会議等の内容について、今回はございません。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局 長	<p>遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づいて報告いたします。出席者と開催場所は記載のとおりです。</p> <p>2月27日、遠野ホップ農業協同組合第58回通常総会並びに生産振興共進会。 3月1日、第7回遠野市農業委員会だより編集委員会議。 3月2日、令和4年度家族経営協定セミナー。 3月9日、土淵（一ノ渡・西内）地区検討会。同日、農地法等申請締切日。 3月11日、土淵（田尻・山口）地区検討会。 3月13日、第5回農地専門委員会。 3月14日、達曾部地区検討会。 3月16日、農地転用等現地確認調査。同日、第5回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会。同日、第3回農政専門委員会。同日、農業委員会だよりNo.35発行・全戸配布しております。 3月17日、青笹（上糠前・善応寺）地区検討会。 3月18日、小友地区検討会。 3月19日、上郷（6区）地区検討会。 3月20日、第13回運営委員会。 3月23日、松崎（2区）地区検討会。 本日、第172回遠野市農業委員会総会です。 3月25日以降の主な行事予定は記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b> 次に報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局 長	<p>報告第1号、1ページから2ページです。農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は9件です。</p> <p>内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番から3番は子、4番は夫、5番から9番は子が相続です。</p> <p>今後については、番号1番、一部貸付、一部山林化しているため、今後非農地判断が必要と思われます。</p> <p>番号2番、一部貸付、残りは自己管理。 番号3番、一部貸付、残りは自己耕作。 番号4番、貸付。</p>

	<p>番号5番、一部非農地判断済み、残りは自己耕作。</p> <p>番号6番、確認不農地。確認不農地というのは、既に登記の土地で、公図にその表示があるにも関わらず現地においてその位置関係さえ確認できない土地のことを言います。また、その土地全部が道路、河川、堤防などの長狭物内の場合などがあります。</p> <p>番号7番、山林、原野化しているため、今後非農地判断が必要と思われます。</p> <p>番号8番、一部貸付、一部川成、残りは自己管理。</p> <p>番号9番、一部自己管理、一部非農地判断済み、残りは原野化しているため、今後非農地判断が必要と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。
4 番 委 員	はい。
議 長	はい、4番、藤田委員。
4 番 委 員	参考までに、この備考欄のところですけども、局長さんが具体的に説明しましたが、そういった内容は備考欄に記載できないのですか。ただ喋られただけではすぐに忘れるのですが。いつも読み上げて終わりですけども、具体的に書いても良さそうな気がするのですが。
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	会議を再開します。
事 務 局 長	この部分に関しましては、常に、毎回の総会でこのような記載になっておりますので、今、委員ご指摘の部分が必要であれば、内部で検討して記載できるようであればそのようにして進めてまいりたいと思います。
議 長	4番、藤田委員よろしいですか。
4 番 委 員	検討して、載せるように希望します。
議 長	<p>その他、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願に係る専決処分」の報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長	<p>3ページです。報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願に係る専決処分の報告について。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、2番は、2月の第171回総会の議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定において許可相当としておりましたが、参考欄記載のとおり許可申請時点で環境影響評価の手続きが完了していなければならなかったものの、手続きが未了であるため申請を取り下げるものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。
4 番 委 員	はい。
議 長	はい、4番、藤田委員。
4 番 委 員	4番、藤田です。2月24日に許可相当と可決したのですが、その時は環境評価のことは何もなかったような気がしたのですが、どこからか指摘されて今回取り下げになったのですか。
事 務 局 長	農政局から指摘があったものです。
議 長	よろしいですか。
4 番 委 員	はい。
1 3 番 委 員	はい。
議 長	はい、佐々木委員。
1 3 番 委 員	受付段階では農業委員会事務局ではチェックできることではなかったのですか。受付段階で審査する事項ではなかったのか、それとも、指摘されて取り下げになってしまったのか。
事 務 局 長	申請があった時点では当然確認が必要なのですけれども、農業委員会として適しているという判断で受け付けたものでした。これも先ほど申したように農政局から環境評価関係の指摘を受けて、ユーラスエナジーさんが指摘を受けて取り下げた形になりましたので、今後十分に注意して参りたいと思います。
議 長	13番、佐々木委員、よろしいですか。
1 3 番 委 員	はい。
議 長	その他、質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局からその内容の説明を願います。
事 務 局 長	4ページです。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は3件です。 番号1番、耕作をやめるため解約するものです。 番号2番、体力低下により解約するものです。 番号3番、他の方に売るため解約するものです。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第4号、「農政専門委員会に付議した事項について」、私の方から報告いたします。</p> <p>令和5年4月1日施行の農業委員会法の法改正を踏まえ、修正が必要となった遠野市農業委員会「農地等の利用の推進に関する指針」の一部改正(案)及び「令和5年度遠野市農業委員会事業計画(案)等」について、令和5年3月16日に開催した令和4年度第3回農政専門委員会で協議した結果を古屋敷徳夫農政専門委員会委員長から報告を受けましたので、私の方から総会への報告をいたします。</p> <p>1つ目の遠野市農業委員会「農地等の利用の推進に関する指針」の一部改正(案)は、策定が法定化された地域計画に基づいた取り組みや、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について、それぞれ具体的な目標と評価方法を定め、内容を協議し、「了」としたということでもあります。本件については、議案第69号としてご審議をいただくこととしております。</p> <p>2つ目の「令和5年度遠野市農業委員会事業計画(案)等」について、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保するとともに、1つ目の指針と整合した最適化活動の目標を設定した計画であることから、併せて協議し、「了」としたということでもあります。事業計画(案)等については、議案第70号としてご審議いただくこととしております。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告いたします。農政専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p> <p>次に報告第5号、「農地専門委員会に付議した事項について」、報告いたします。</p> <p>「遠野農業振興地域整備計画変更案に係る事前検討について」及び「遊休農地解消方策のPR活動について」、令和5年3月13日に開催した令和4年度第5回農地専門委員会で協議した結果を多田登農地専門委員会委員長から報告を受けましたので、私の方から総会への報告をいたします。</p> <p>遠野市長から意見を求められた「遠野農業振興地域整備計画変更案に係る事前検討について」は、農用地区域からの除外4件について現地確認をした上で協議を行った結果、「異議なし」と判断したとのことでした。このことにつきましては、議案第68号としてご審議いただくこととしております。</p> <p>また、令和5年度の「遊休農地解消方策のPR活動」については、1点目、菜の花をはじめエゴマ、ヒマワリ等地域の実情にあった取り組みを行うこと。2点目、資材等の経費については、エゴマの会計から各地区5,000円を上限とし支払うこと。以上により令和5年度の活動を進めて行きたいとのことでした。このことにつきましては、事務局から「その他」で説明してもらうこととしております。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告いたします。農地専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときには挙手のうえ、遠野市農業委員会会議規則第20条の規定により、議長の許可を受けてから発言を願います。また、自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名について」、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に14番、奥寺晴夫委員、15番、多田登委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>



議	長	<p>【日程第3】 日程第3、議案第64号、「農地法第3条許可処分の取消願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係	長	<p>8ページです。議案第64号、農地法第3条許可処分の取消願に対する可否決定についてです。農地法第3条許可処分の取消願が下記のとおり提出されたので、許可処分の取り消しについて可否の決定を求めるものです。 本件につきましては、令和5年1月25日に許可を出しておりましたが、令和5年3月8日、譲受人、譲渡人の両者から、母から子への生前贈与の予定でありましたが許可後に別の方から売買の申し入れがあり売り渡すことに決定したため許可を取り消したい旨の願出があったものです。 説明は以上です。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第65号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
事務局次長		<p>9ページから18ページです。議案第65号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は48件で、新規が23件、更新が25件です。なお、新規の内13件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。 番号1番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号2番から4番、更新です。 番号5番から7番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号8番、9番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号10番から14番、更新です。 番号15番、16番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号17番、18番、更新です。 番号19番、20番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号21番、更新です。 番号22番から24番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号25番、更新です。 番号26番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。 番号27番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号28番、新規で、契約期間1年の賃貸借権設定です。</p>



		<p>番号29番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号30番から36番、更新です。</p> <p>番号37番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号38番、39番、更新です。</p> <p>番号40番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号41番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号42番、更新です。</p> <p>番号43番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号44番、更新です。</p> <p>番号45番、新規で、契約期間3年9カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号46番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号47番、48番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号21番、26番について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号21番、26番の2件を除く46件について、質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第65号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>

議 長	会議を再開いたします。
議 長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議案第66号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
農 地 係 長	<p>19ページです。議案第66号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、植林を目的とする転用です。申請人は、近年の木材需要の高まりに対応するため人工林を造成しようとするものです。申請地は山林に囲まれた農地で、山林の一部が自己所有地であることから今後一体的に山林として利用していくことが可能であるため、植林地として選定したものです。申請地は第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で、代替地がない場合に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上1件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●の推進委員の五十嵐です。3月16日、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名、計6名で場所を確認してきました。場所は■■■■に向かう途中辺りですけれども、事務局の説明どおりで何ら問題ないことを確認しました。以上です。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。
7 番 委 員	はい。
議 長	どうぞ、綱木委員。
7 番 委 員	7番、綱木です。事務局から残高証明書の確認とありましたが、残高証明書っていくらあればいいのか全く分かりませんので、いくらくらいあればいいのか、規則はあるのですか。
農 地 係 長	お答えいたします。基本的には、残高証明書は当該転用事業よりも残高があればその資金は確保できているとみなします。その事業によって、事業費以上にあればということ判断しております。
議 長	7番、綱木委員、よろしいですか。
7 番 委 員	いいです。
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	会議を再開します。
1 3 番 委 員	すいません。

議 長	はい、13番、佐々木委員。
13番委員	実際はどういうことでみなされるのですか。実績を確認するものですか。許可が出た段階で分かるものですか。
農地係長	転用事業については必ず事業完了報告が、許可権者の岩手県知事に報告がなされなければならないものです。報告の時期につきましては転用から3カ月後、1年後、転用事業が終わるまで3ヶ月後、1年後まで報告をしなければならないことになっております。今回の植林につきましては、まず植林した段階で完了届が出されます。報告についてはそのような流れになっています。
議 長	13番、佐々木委員。よろしいですか。
13番委員	植栽したことによって完了となるということですから、その後2年、5年と追跡確認はないということですか。
農地係長	農業委員会としての追跡はないです。ただし、登記につきましては、例えば一般住宅であれば建物が建ったことによって登記がすぐ変えられるのですが、植林については植林しただけでは山林とは登記は変わらないので、この転用事業によって県から法務局に情報が流れておまして、法務局で一定期間、植林の後山林の様子を呈しているかどうか確認したうえで、登記の地目は変わることになります。これについては登記までの期間は5年から10年だと聞いています。
議 長	13番、佐々木委員、よろしいですか。
13番委員	教えていただきたいのですが、山林の状態が確認できるまでは登記ができないと解釈しましたが、例えば田を畑に変えたいとかの時には、やはり法務局が確認するのですか。それとも、農業委員会で田から畑に変えた時に農業委員会として受付して確認するのですか。
農地係長	地目につきましては、法務局での登記地目と土地台帳の現況地目と2つあります。そして、現況地目の変更については市で保有している土地台帳、それから農業委員会で保有している農地台帳ともに、例えば田が畑になっていると、それを畑に変えたいと申出をもらって現況地目の変更はできます。あくまでも所有者からの申出によって現地を確認したうえで現況地目は変更いたします。登記については、もし変えたい場合は所有者が法務局に申出をしたうえで、法務局でも現地を確認したうえで、登記簿の地目が変更されることになります。
議 長	13番、佐々木委員、よろしいですか。
13番委員	はい。
議 長	その他質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり「可」と決しました。

<p>議 長</p>	<p>【日程第6】  日程第6、議案第67号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>20ページです。議案第67号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番と2番、同一事業です。報告第2号で農地法第5条の許可申請を取り下げた案件に係る、風力発電事業に係る既設の風力発電施設撤去のための作業場を目的とする一時転用で、期間は3年になります。先ほどの取り消しについては、申請が新設と既設施設の撤去が1本で申請されていたことについて取り消しました。今回については撤去作業部分について、一時転用については環境影響評価の審査が必要ないということから、今回は撤去部分の一時転用申請のみで申請があったものがあります。内容につきましては、既設の風力発電施設撤去作業場ということで、どちらも使用貸借で3年間の一時転用となっています。農地の区分については、1番は第1種農地、2番は農用地区域内の農地ですが、いずれも農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと思われ。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることも事業計画書で確認しております。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。面積につきましては、番号1番については報告第2号と同じ面積ですが、番号2番につきましては許可取り消した面積と今回の申請面積で85.22㎡の差があります。この差につきましては、撤去部分については今回の20,691.28㎡が既設の風車の転用に係る部分で、取消した部分については新設でさらに風力発電の能力が大きくなることによって、新たに設置する農地が既設の部分と新たに転用が必要になる部分がありますので、その部分で面積が85.22㎡違うということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>番号3番、借受人の受注工事にかかる作業員駐車場及び資材置場のための一時転用で、転用期間は9ヶ月です。申請地は休耕している畑で、工事現場の近接地で利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は農用地区域内農地ですが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと思われ。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。また、事業終了後は速やかに農地に復元する計画であることを事業計画書で確認しております。</p> <p>番号4番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在実家で生活していますが、建物が老朽化していることから、父からの贈与により自己住宅を建築するものです。申請地は実家の隣接地で、将来親の面倒をみながら営農を継続するうえで利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は10ha以上の一団の農地の中に存する農地で第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり不許可の例外である集落接続に該当することから、許可ができるものと判断しました。また、申請地は農振農用地でしたが、令和4年12月23日付けで遠野市長から遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けています。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>番号5番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在実家で生活していますが、学校から遠く子供の通学に不便なため、申請地を購入し自己住宅を建築するものです。申請地は国道に接しており、通勤や通学に利便のよい立地であることから、適地として選定したものです。申請地は、300m以内に駅・役場等の公共公益的施設等があることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可しうるものです。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>以上5件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の大里です。1番と2番は先ほどの取り下げの案件です。問題ないと思います。3番も問題ないと思います。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当推進委員の菊池日出夫です。3月16日、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名、計6名で現地確認をいたしました。■■■■■■より東方面、■■■の方に向かっていくところの、■■と■■■の交差点、その交差点の左側の水田であります。水田になっておりますけれども、その一部を埋め立てして宅地化することのようです。内容については事務局が説明したとおりでありまして、問題はないと思います。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当推進委員の佐藤でございます。農業委員1名、最適化推進委員2名、事務局2名で現地を確認しました。場所は■■■■■■、遠野の方から花巻方面へ向かひまして、■■■を渡ったところに■■■■■がありまして左に■■■■■があります。その中間点くらいの■■■■■沿い、そこが届出している場所であります。何ら問題ないと判断しました。以上でございます。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第67号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第7】 日程第7、議案第68号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。
農 地 係 長	22ページです。議案第68号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により遠野市長から意見聴取がありましたので、農業振興地域整備計画のうち下記の農用地利用計画の変更について意見の決定を求めるものです。農用地利用計画の変更概要は、農用地区域からの除外4件です。事業計画地の選定にあたっては、事業面積を必要最小限に、かつ、周辺農地への集団化・効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地での事業を計画しているものです。それでは説明します。議案第68号の別添資料をご覧ください。 番号1番、1-1ページをご覧ください。事業目的は植林です。事業計画者は長年にわたりリンゴ栽培を行ってきましたが、高齢となり、傾斜地での作業が難しくなったため後継者を探しましたが見つからず、リンゴ栽培を断念せざるを得ないことから植林をしようとするもので、除外申請がなされました。除外面積は18,281㎡で、カラマツ3,400本を植林する計画です。農用地区域からの除外に関する検討表は1-2ペー

	<p>ジに記載のとおりです。</p> <p>番号2番、2-1ページをご覧ください。事業目的は土木用資材置場です。事業計画者は事業拡大に伴い令和2年に土木用重機及び資材置場を整備しましたが、運搬専用コンテナ置場と工事用重機アタッチメント置場及び脱着スペースが不足しているため、資材置場をさらに拡張しようとするものです。計画にあたっては会社事務所に近い土地を検討し、必要最小限の面積で、かつ、周辺農地への集団化・効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため除外申請がなされました。除外面積は土木用資材置場1,475㎡で、事業概要の詳細は記載のとおりです。</p> <p>番号3番、3-1ページをご覧ください。事業目的は発電所管理棟外工事です。橋梁の新設のためのすりつけ道路が目的ということになっております。事業計画者は、所有する発電所の老朽化に伴い本館建屋等の建て替え計画があり、建て替え工事を実施するためには橋梁を新設する必要があり、さらにこの橋梁新設のためのすりつけ道路を整備しようとするものです。事業計画地の選定にあたっては、3-5ページの詳細な農地利用計画図をご覧ください。新設橋梁の保安及び維持管理の観点から、河川の上流地域の土地で、かつ、市道から発電所にアクセスしやすい場所でなければならず、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため除外申請がなされました。除外面積は5,246㎡で、実際の事業実施面積は橋梁工事に係るすりつけ道路1,508.92㎡です。</p> <p>番号4番、4-1ページをご覧ください。事業目的は一般住宅です。この土地については登記地目、現況地目ともに原野であることから農地法の適用を受けない土地になりますが、農振農用地区域内であるため、一般住宅を建築するにあたって除外が必要であるものです。</p> <p>以上4件につきまして、令和5年3月13日に農地専門委員会で現地確認を行ない、その後の農地専門委員会での検討の結果、農用地区域からの除外については「異議なし」としております。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり「可」と決しました。10分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p>
議 長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第69号、「遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正(案)について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
事務局次長	<p>23ページです。議案第69号、遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正(案)について、ご説明いたします。遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正を別紙(案)のとおりとすることについて、承認を求めるものです。遠野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、平成30年3月26日付けで策定していますが、岩手県及</p>

び全国農業会議所から令和5年4月1日施行に改正する農業委員会法の内容を反映させ、現在の指針について修正を求める旨の通知がありました。このことから、3月16日開催の第3回農政専門委員会で協議し修正した内容を、3月20日の第13回運営委員会にて精査した内容です。なお、議案第69号の参考資料の5ページ、全国農業会議所から示された参考例の朱書きを引用して改正の原案を作成しております。

議案第69号の別紙をご覧ください。主に改正する朱書きの箇所を説明いたします。

#### 第1、基本的な考え方。

3段目。「遠野市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。特に、中山間では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、遠野市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図など明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある」。下段の「本農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する岩手県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する遠野市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う」。以下の部分は、通知部分ですので省略します。

#### 第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法。

##### 1、遊休農地の発生防止・解消について。

###### (1)遊休農地の解消目標。

現状（令和4年3月）、管内の農地面積7,057.2ha、遊休農地面積7.2ha、遊休農地の割合0.10パーセント。3年後の目標（令和7年3月）、管内の農地面積7,054.8ha、遊休農地面積4.8ha、遊休農地の割合0.07パーセント。目標（令和9年3月）、管内の農地面積7,053.2ha、遊休農地面積3.2ha、遊休農地の割合0.05パーセント。「管内の農地面積」は農林水産省統計部の「耕作面積」の面積と遊休農地面積の合計。なお、耕作面積調査の面積は7,050haにそれぞれ遊休農地の面積を足した面積となります。目標設定の考え方は過去の実績をもとに1年あたり0.8haを解消目標としました。

(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法。「遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」ととおりとする」。

##### 2、担い手への農地利用の集積・集約化について。

###### (1)担い手への農地利用集積目標。

現状（令和4年3月）、管内の農地面積7,050ha、集積面積2,906ha、集積率41.2パーセント。3年後の目標（令和7年3月）、管内の農地面積7,050ha、集積面積3,878ha、集積率55パーセント。目標（令和9年3月）、管内の農地面積7,050ha、集積面積4,583ha、集積率65パーセント。「管内の農地面積は農林水産省統計部の「耕作面積調査」の面積。目標設定の考え方は、岩手県「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針では、令和12年度の目標を県南広域振興圏でおおむね85パーセントとしています。

参考として、担い手の育成・確保。

現状（令和4年3月）、総農家数2,318戸、うち主業農家数286戸、認定農業者294経営体、認定新規就農者4経営体、基本構想水準到達者51経営体、特定農業団体その他の集落営農組織0団体。3年後の目標（令和7年3月）、総農家数2,094戸、うち主業農家数260戸、認定農業者285経営体、認定新規就農者7経営体、基本構想水準到達者51経営体、特定農業団体その他の集落営農組織0団体。目標（令和9年3月）、総農家数1,966

戸、うち主業農家数244戸、認定農業者280経営体、認定新規就農者7経営体、基本構想水準到達者51経営体、特定農業団体その他の集落営農組織0団体。「担い手への育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値。「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値に過去10年の減少率31.3パーセント（年3.1パーセント）を基準に算出した。「担い手」の数値は、第3次遠野市農林水産振興ビジョン（タフ・ビジョンⅢ）を引用。

担い手に係るそれぞれの項目の定義について、説明させていただきます。

認定農業者は、農業経営基盤強化促進法第12条に基づき、市から農業経営改善計画の認定を受けた個人又は法人。認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市から青年等就農計画の認定を受けた個人又は法人。基本構想水準到達者は、年間農業所得、経営規模等から判断して市の構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体。特定農業団体は、法人格を持たない任意組織として集落営農組織のうち、経営主体として実態を有するもの。また、その他の集落営農組織は、集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織のことを言います。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法。

①「地域計画」の作成・見直しについて。

農業委員会として、地域（市内11地区）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法。

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3、新規参入の促進について。

(1)新規参入の促進目標。

現状（令和4年3月）、新規参入者数（個人）3人、新規参入者取得面積7.7ha、新規参入者数（法人）0法人、新規参入者取得面積0ha。3年後の目標（令和7年3月）、新規参入者数（個人）9人、新規参入者取得面積11.9ha、新規参入者数（法人）1法人、新規参入者取得面積1.5ha。目標（令和9年3月）、新規参入者数（個人）13人、新規参入者取得面積21.7ha、新規参入者数（法人）2法人、新規参入者取得面積3.0ha。目標設定の考え方は、新規参入者（個人）については、令和元年度から令和3年度までで6経営体、面積は8.5haの平均を毎年加算（新規参入者2人、取得面積1.4ha）して目標とした。また、新規参入者数（法人）は、過去の状況を基に目標とした。

②新規就農フェア等への参加について。

遠野市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について。

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(3)新規参入の促進の評価方法。

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3、「地域計画」の目標を達成するための役割。

遠野市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、本農業委員会は次の役割を担っていく。日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認。農家への声掛け等による意向把握。「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング。農地中間管理事業の活用の働きかけ。「地



	<p>域計画」の定期的な見直しへの協力。          以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。今日渡されて、質問等も大変かもしれないですけども。</p>
10番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、10番、鈴木委員。</p>
10番委員	<p>10番、鈴木です。ぱっと見せられてなかなか分からないところもありますが、この関係で、この間農政専門委員会で話し合いをしたはずですのでその内容を、その時にどのような話だったのか教えていただければ。それと、3ページの真ん中あたりに数値がありますけれども、特定農業団体その他の集落営農組織が0団体とありますけれども、参考資料の13ページには平成29年3月の現状が20団体とありますけれども、この0というのはどういうことでしょうか。</p>
議 長	<p>それでは最初の質問でございますけれども、農政専門委員会委員長の古屋敷委員、その会議の場でどのような話が出たか教えていただきたいと思います。</p>
6番委員	<p>古屋敷です。3月16日に農政専門委員会が開かれまして、改定された部分を主とした話し合いでした。中に補足説明で所々青書きがありましたが、その部分に関しては赤書きで網羅しているから載せなくてもいいのではないかということで載せておりません。昨年度までは載せてありました。色々な意見もありましたけれども、目標も表記してありますしその部分も網羅して、この内容で良いのではないかという意見でした。平坦な部分は良いでしょうけれども中山間の部分も網羅した内容があってもいいのではという意見もありました。以上です。</p>
議 長	<p>農政専門委員会の話はよろしいですか。</p>
10番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>それでは、2点目の担い手の育成・確保、3ページですけども、特定農業団体その他の集落営農組織の0団体に関してどういうことかですが。</p>
事務局次長	<p>議案第69号の参考資料の13ページをご覧ください。こちらの方には、平成30年3月16日付けで出された部分で、特定農業団体その他の集落営農組織が現状20団体、3年後の目標は24団体、平成35年の目標26団体という数値がございますけれども、その数値につきましては、※3で「担い手」の数値は第3次遠野市農林水産振興ビジョン（タフ・ビジョンⅢ）を引用と記載してあります。特定農業団体その他の集落営農組織につきましては、この10年後の部分について今は記載していないということでしたので、今回0団体と記載させていただきました。基本構想水準到達者については、目標設定にもありますけれども、目標値としての51経営体を維持して行きたいということで記載しました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>鈴木委員、よろしいですか。</p>
10番委員	<p>はい。</p>
14番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>14番、奥寺委員。</p>

14番委員	今まで基盤法で貸し借りをやっていたのが、これを読むと中間管理機構を利用して下さいとなっていますけれども、基盤法を活用しながら最終的には中間管理機構に移行する、という考え方でよろしいですか。
事務局次長	その考え方でよろしいです。
14番委員	それはいつごろまでに。
事務局次長	そのことにつきましては、遅くとも令和7年3月までには移行となります。
議長	14番、奥寺委員、よろしいですか。
14番委員	はい。
議長	その他。
8番委員	はい。
議長	8番、菊池委員。
8番委員	この特定農業団体0というのは、今私どもも営農組合をやっていますが、ここはもう少し明確に。農協等って書いていますからその団体にも勧めていかなければ、今どういう状況になっているかもう少し把握していただきたいなど。それをどこでやるか、どこも色々問題を抱えているように見えるので、他の市町村とも比べて進めていかなければなかなか難しいところに差し掛かっていると思われまので、農業委員会はどうするのか、農林課はどうするのか、農協はどうするのかと、もっと徹底しなければ。その辺は会長の意見はどうでしょうか。
議長	確かに高齢化で若い人もいない、それでやっているのがほとんどの営農組合だと思います。ただし、事務局がしっかりしていればできると思いますが、事務局がガタついてくるとなかなか難しいと思います。ただ、現在集落営農組織は16団体市内にあるそうですけれども、その16団体を減らさないようにもっていくのが市の役目だと思います。その時に農業委員会としてどの程度力を貸してあげられるのか、一緒にやるのか、その辺がこれからの協議だと思います。ただ、これから集落営農を作ってやろうとするところがあるか、ないか、ですね。
8番委員	ちょっといいですか。
議長	はい。
8番委員	各営農組合が15年から20年とか経っているのが現状です。それに対する補助が今まで何もなかったから、やはり現状を農業委員会なり農林課なり農協なりきちんと把握してもらいたい。どういうふうになっているかを調べてもらいたいです。今まで監査とかまったくないですよ、現状は。そういうのは統一して進めていかなければ、担い手が本気になっても他の人たちはもう不満のある方が出てきているのですよ。現状を把握して監査機構とかを確立しないと難しくなっています。さらに統合性とか、現状把握を、市なり農業委員会なり農協なりでやらなければなかなか進めるのも大変なのではないかなと。それから、これから圃場整備する地域もあるようですからそれはいいとしても、今ある現状を把握するようなものがないと私どもも相談する機能がない、そういうことを付け加えさせていただきたい。やはり現状把握をするような組織がないと、あるいは監査機構がないと、なかなか大変です。そこを新年度に向けて、これは計画だから、あまり大げさな数字を出してもらっても10年後までということになればなおさら難しいのではないかと。委員会に出席してここで言うのも何ですけれど

		も。なかなか難しいですよ。
議 長		その辺は農林課と相談して現状把握の実態を確認したいと思いますので。できるだけ早めに公表してもらえように話し合いたいと思いますので。
8 番 委 員		あの、農協も呼んでいいと思います。
議 長		あの、呼ぶ、呼ばないではなく、農業委員会ですから。市が主催で呼んでくるのはいいのかもしれませんが、農業委員会から市、農協等をなんてことはできません。
8 番 委 員		その辺をちょっと、私も含めてだけれども、営農組合をやってみて色々と、かつての計画がまったく変わってきていますから、そこを新体制で組織づくりを早急に確立してもらいたいです。
議 長		まず、委員の営農組合を確実なものにしてください。
8 番 委 員		私の方もなくされても困るから、そういう組織がないとなかなか成長が見込めない、そういうことで進めてもらいたいと思います。
議 長		はい、分かりました。 その他、質問等ございますか。
事 務 局 長		はい、議長。
議 長		はい、局長。
事 務 局 長		ただいま議案第69号別紙3ページの「担い手の育成・確保」の部分の話が出ていますが、委員さん方からご意見が出て、営農維持が大事だというお話をいただきましたので、担い手の欄の「特定農業団体その他の集落営農組織」を16団体と修正したいと思います。よろしく願いいたします。
議 長		よろしいですか。議案第69号別紙3ページですけれども、「特定農業団体その他の集落営農組織」、今数字が赤字で0と入っていますけれども、現状16、3年後の目標も16、令和9年の目標も16と訂正をお願いしたいと思います。
議 長		暫時休憩します。  (休憩)
議 長		会議を再開します。 その他、質疑等ございますか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長		【日程第9】 日程第9、議案第70号、「令和5年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について」

<p>事務局長</p>	<p>を上程いたします。事務局から説明を願います。</p> <p>24ページです。議案第70号、令和5年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について。令和5年度遠野市農業委員会事業計画等を別紙（案）のとおりにすることについて、承認を求めるものです。議案第70号別紙と議案第70号参考資料があると思いますが、始めに参考資料に基づいて説明いたします。</p> <p>参考資料は、令和4年度の農業委員会事業計画を基に令和5年度を作成しております。赤書きの変更点を青書きに変更等しております。大きな改正点はないのでご理解いただきたいと思っております。文言整理、数字整理等行っております。</p> <p>追加したところは1の基本方針の下段になります。「令和5年度は農業委員、農地利用最適化推進委員の改選期であり、改選に向けて着実な事務執行を務めるとともに、女性委員の更なる登用の機運を高めていく必要がある。」と追加してございます。</p> <p>2の主要課題の部分につきましては、(2)に「タブレット端末による活動の充実」と追加してございます。</p> <p>あとは文言整理しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。</p> <p>議案第70号別紙の方に戻りますが、7ページの予算になります。令和5年度遠野市農業委員会予算書です。3月10日の3月議会で予算は可決になっております。歳入、歳出とも58,864,000円となっております。対前年比で4,670,000円ほど増加となっております。増加した理由は、大きな要因は臨時さんの賃金と事務局等の増になります。臨時さんの増につきましては、令和4年度まではアウトソーシングによって臨時さんを民間企業から派遣してもらおうという形で3年間やってまいりました。3年間終了ということで、令和5年度からは臨時さんを各課で採用するということになりましたので、その分の増が大きな要因となっております。</p> <p>8ページからの最適化活動の目標の設定等については次長が説明をいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、8ページからは私の方から説明させていただきます。令和5年度最適化活動の目標の設定等。なお、変更点につきまして説明させていただきます。</p> <p>1、農業委員会の現在の体制ですが、農業委員数40代以下が昨年は0だったのですが、今年は菊池陽佑委員の1となります。右の農地利用最適化推進委員が実数26ですが、参考として女性4名となっております。</p> <p>2、耕地面積につきまして、田が3,910ha、畑が3,100ha、合計で7,010ha。これについては、直近の耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。</p> <p>下段、最適化活動の成果目標、現状ですが、管内の農地面積が7,010ha、これまでの集積面積が2,939ha、集積率が41.9パーセントとなっております。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>目標、農地の集積の目標年度は12年度、集積率85パーセント、今年度の新規集積面積353ha、農地面積7,010ha、今年度末の集積面積（累計）3,292ha、今年度末の集積率47パーセント。</p> <p>遊休農地の解消、現状ですが、1号遊休農地面積6.84ha、うち緑区分の遊休農地面積3.35ha、うち黄区分の遊休農地面積3.49ha。</p> <p>目標、緑区分の遊休農地の解消ですが、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積1.55ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積0.31ha。これに関しましては、緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入しております。黄区分の遊休農地の解消、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地0.59ha。新規発生遊休農地の解消、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積1.80ha。</p> <p>新規参入の促進、現状、令和2年度新規参入者3経営体、0.8ha。令和3年度新規参入者3経営体、7.7ha。令和4年度新規参入者1経営体、1.03ha。</p> <p>目標、権利移動面積、令和元年度127.25ha、令和2年度143.67ha、令和3年度147.57ha、平均139.50ha。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積14.0ha。これに関しては、目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均1割以上を記入となります。</p> <p>10ページです。</p>

	<p>最適化活動の活動目標、1人当たりの活動日数は月あたり10日。これにつきましては、昨年度同様となっております。活動強化月間の設定目標と新規参入相談会への参加目標も昨年度同様となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。これ、後で読んでいただいて、「こうしたらいいのではないか」等ございましたら提案していただきたいと思えます。先ほども言ったとおり、今日渡されて今日というのはきびしいと思えずので。よろしいですか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
4 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>4番、藤田委員。</p>
4 番 委 員	<p>確認したいのですが、タブレットをこれからは自宅に持ち帰ることができるということですか。</p>
事 務 局 長	<p>配布しますが、県の方の研修がまだ始まっていないのでそれが終わってからです。なるべく早く、努力したいと思えます。</p>
4 番 委 員	<p>早く配布しろと言っているわけではないですが、ちょっと確認したいのですが、例えば農地法等申請とか、市役所の方には3条申請とか5条申請とか来ると思いますが、そういった申請書類もタブレットに打ち込みになるのか、ならないのか。全国農業新聞を見ているとそういった申請書類もタブレットで見られるとか記事があるのですが、遠野市はどういうふうにするのか、これから検討するだろうとは思いますが。例えば、締切日には自宅でどういった方が申請になったのか見られるのかどうか。見て困るようなものは上げないと思うのですが。そういったところはどうかかなと。</p>
事 務 局 長	<p>農地の転用とか様々な手続きのメール申請は令和5年度から始まるのですけれども、委員さん方に渡すタブレットからの申請は未確定です。ネット上での申請は可能になるように進めますが、委員さん方のタブレットでの申請となるとちょっと話が違ってくるかなという感じがしますので、確認してからのお知らせとなります。様々な、タブレットを使っの業務をされていくわけですが、1番使うのはパトロールでの現地がどうか、ちょっと見えないところとか、そういうのを確認できるのかなというものが1つと、あとは、活動報告書はタブレットで入力して事務局に報告できるようになる、というのは進めています。</p>
議 長	<p>ただ、研修も少し積まないと渡されてもできない人もいると思えますので。それで、案としては、総会資料もできるだけ早くタブレットに送信して、タブレットを持ってきて総会に参加する、そういう方向で持っていければと思えます。皆さん、タブレットは使いこなせますか、正直な話。ですから渡されても。ただ、研修会があくまでも検討</p>

	<p>会の後ですので、4月やって、6月やって、8月やって。本当なら農地パトロール前に配布できればと思うのですが。ですから、タブレットの研修会をできるだけ回数をこなせるようにやりたいと思います。</p>
14番委員	はい。
議長	はい、14番、奥寺委員。
14番委員	他市町村の活用状況はどうなっていますか。
事務局長	矢巾町とどこだったか、農業委員会の方々が全員で活用されているようです。あとの市町村は遠野と同じでこれから使っていきたいと思いますという流れになっています。県では確か2つの市町村です。
議長	奥寺委員、よろしいですか。
14番委員	はい。
議長	その他、ございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	それでは、事務局から。
事務局次長	<p>事務局から、報告5点ほどございます。</p> <p>その他（1）遊休農地解消方策のPR活動について。資料をご覧ください。</p> <p>遊休農地解消方策のPR活動として、菜の花をはじめエゴマ、ヒマワリ等、地域の実情にあった取り組みを行う。資材等の経費については、エゴマの会計から各地区5,000円を上限とし支払う。なお、詳しい手続き方法や種の配布等については、4月25日の検討会で説明予定としています。</p> <p>その他（2）エゴマ油販売収支決算について。資料をご覧ください。</p> <p>令和3年産の収入は合計で186,393円。支出は64,457円。差し引きまして121,936円が残高となっています。なお、生産本数につきましては35本、販売本数は35本、令和3年産の在庫は0本です。</p> <p>めくっていただきまして、令和4年産となります。収入は合計で156,186円。支出が114,142円。差引残高が42,044円となっております。なお、令和4年の生産本数は117本、うち販売されているものが21本、在庫といたしましては96本となっております。ほしい方がいらっしゃいましたら事務局までお願いしたいと思います。後ろの精算の部分につきましてはそれぞれご覧ください。</p> <p>その他（3）職場におけるマスクの着用等について。令和5年3月10日付けの通知です。市役所の職場におけるマスク着用について、3月13日から下記のとおり取り扱うこととなりました。</p> <p>「職場における職員等のマスクの着用について。マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることが基本となること。個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、執務室、会議室及び窓口等において、職員や外来者等に対して基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないこと」となっておりますので。ご理解をお願いします。</p> <p>その他（4）令和5年度活動記録簿について。皆さん、色々と活動していただいて大変ありがたく思っております。令和5年度の活動報告もよろしく申し上げます。令和5年度の活動記録簿ですが、4月検討会でお渡しする予定です。それまでは、手書きされている方はお持ちの活動記録簿をお使い願います。足りない場合はコピーしたものをお渡ししますので、事務局までご連絡ください。</p> <p>最後に、2月の検討会でお話した関係で、令和4年度の地域推進班の農地利用最</p>

議 長	<p>適化活動実績報告書を本日提出していただくことになっていましたけれども、お持ちになった方は総会終了後提出いただければと思います。なお、まだまとまっていないというところは早急に提出いただけますようお願いいたします。</p> <p>その他は以上でございます。</p> <p>一括で説明してもらいましたが質問等ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p><b>【閉会】</b></p> <p>それでは、以上をもちまして、第172回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。</p> <p>午後4時15分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>

